

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第95号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年4月18日（土） 10時17分ごろ	
発生場所	東京湾アクアライン海ほたる灯から真方位153° 1,200m付近 （概位 北緯35° 27.3′ 東経139° 52.8′）	
事故等調査の経過	平成21年4月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 監視取締艇 すぴか、5トン未満（長さ9.0m） 240-48293東京、国土交通省 B モーターボート ゆうゆう3号、5トン未満（長さ5.58m） 232-25924千葉、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士 主任航海士、一級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 船外機カバー破損、ペイントはく離	
事故等の経過	A船は、船長A及び主任航海士Aほか2人が乗り組み、東京湾アクアライン付近において監視取締業務中、B船に接舷して立入検査を行うため、主任航海士Aが操船し、船首甲板に船長Aを配置して、B船の近くで機関を停止した。一方、B船は、船長Bが1人で乗船し、漂流して魚釣りをしていたところ、A船の立入検査を受けることとなった。両船は、平成21年4月18日10時17分ごろ、A船の船首とB船の船外機とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、東京湾アクアライン海ほたる灯南南東方沖において、漂流中のB船に接舷しようとして前進行きあしでB船の船尾方から接近した可能性があると考えられる。 主任航海士Aは、船首甲板に立った船長Aにより前方の視界が遮られ、B船との位置関係を適切に判断できなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、東京湾アクアライン海ほたる灯南南東方沖において、A船が漂流中のB船に接舷する際、B船との位置関係を適切に判断できなかったため、B船に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	